平成２７年（フ）第６１号
神戸市北区有野町唐櫃3694番地の260
債務者　山田　法男
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　稔規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７９１号
福岡市中央区渡辺通３丁目10番28―1308号
債務者　高森　英治
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９０４号
福岡県大野城市月の浦３丁目３番１―104号
月の浦団地
債務者　岩田　千香（旧姓志賀）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田部哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５１２号
岡山県新見市西方4154　いずも産業株式会社岡山支店２階寮内、住民票上の住所大阪府東大阪市川田２丁目24番５号　レオパレス愛205号
債務者　八木　尚之
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元氏　成保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７号
香川県丸亀市三条町626番地３
債務者　徳永　篤
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３８号
函館市大川町１番86―503号　道営住宅大川町団地
債務者　亀澤恵利子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４０号
函館市東川町13番１号
債務者　篠崎　豊
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４１号
函館市東川町13番１号
債務者　篠崎しず江
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１号
山形市上町４丁目12番25―142号　グリーンハイツ上町
債務者　鈴木　雅子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３号
山形県天童市老野森１丁目10番１号　ワンルームヤングH号
債務者　髙橋　政義
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５号
山形市城西町４丁目11番30号
債務者　鈴木　裕之
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１９号
岐阜県海津市平田町蛇池1932番地
債務者　大橋清一郎
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第９号
岐阜県大垣市赤坂町2973番地３
債務者　名和　静香（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2032番地８　ウィステリアＢ201
債務者　島村恵里香
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
岡山県都窪郡早島町早島4227番地77
債務者　松尾　智美
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１３０８号
さいたま市見沼区春岡３丁目39番地１
債務者　紺野　麻里
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１号
埼玉県川口市柳崎１丁目12番３―205号　県営川口柳崎第２団地
債務者　森島　輝代
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係